

山形県農林漁業天災対策資金のご案内

令和5年の異常気象（令和5年3月29日からの降霜、同年夏季の高温少雨並びに同年10月6日の強風及び降雹）により、農作物の減収等の被害を受けた農業者等に対し、再生産および経営の維持安定のために必要な資金として、山形県より「令和5年の異常気象被害対策資金（運転資金）」が発動されました。

当JAでの取扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

資金内容

◆令和5年の異常気象被害対策資金（運転資金）

- | | |
|----------|--|
| 1. 資金用途 | ・種苗、肥料、薬剤等購入費等の運転資金
・ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用 |
| 2. 貸付対象者 | ○ 被害農業者
農業を主な業務とする者（年間総所得の5割以上を農業所得に依存している者）で、次のいずれかの被害がある旨の市町村長の認定を受けた者
① 農作物等の減収量が30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業等総収入の10%以上
② 果樹等の樹体被害による損失額が被害時価額の30%以上 |
| 3. 貸付限度額 | ○ 果樹栽培者（果樹収入が5割以上500万円（法人2,500万円）又は損失額の55%のいずれか低い額）
○ 一般農業者（果樹収入が5割未満）200万円（法人2,000万円）
又は損失額の45%のいずれか低い額
（詳細につきましては、下記窓口へお問い合わせください。） |
| 4. 貸付期間 | 被害程度に応じ3年～6年以内（据置なし） |
| 5. 貸付利率 | 無利子とする（基準金利2.35%）
（県・市町村1.45%JA0.45%およびJAグループ山形県0.45%の利子補給により実質利率は0.00%となります） |
| 6. 保証 | 山形県農業信用基金協会保証（別途、年0.29%の保証料がかかります。） |
| 7. 取扱期間 | 2024年3月31日までに貸出実行 |

※対策資金をお申込みされる場合は要件がございます。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- ・ローンセンター…Tel 43-8601
- ・酒田みなみ支店…Tel 24-7203
- ・遊佐支店……………Tel 72-3232

JA庄内みどり